

## 令和8年度つくば市森林病虫害等防除対策事業費補助金交付要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、森林病虫害等による被害木の処理及び予防措置を促進し、森林病虫害等の被害のまん延を防止するため、森林の所有者等が行う防除対策に要する経費に対し、予算の範囲内において令和8年度つくば市森林病虫害等防除対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、つくば市補助金等交付適正化規則（昭和62年つくば市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 森林 森林法（昭和26年法律第249号）第2条に規定する森林であって、国又は地方公共団体の管理に属するものを除くものをいう。

(2) 所有者等 市内の森林を所有する者又は当該森林について適法に管理し、伐採、処分その他防除対策を行う権原を有する者をいう。

(3) 健全木 対象森林病虫害等による被害が確認されていない樹木をいう。

(4) 被害木 対象森林病虫害等による被害を受けた樹木又はその疑いがあり、市長が防除の必要があると認めた樹木をいう。

(5) 森林病虫害等 急激にまん延して森林資源等に重大な損害を与えるおそれがあるせん孔虫類その他これに準ずる病虫害であって、市長が防除の必要があると認めるものをいう。

(6) 防除対策 森林病虫害等の被害の拡大を抑制するために行う予防又は駆除の措置をいう。

(7) 事業者 防除対策を業として受託し、又は請け負う者をいう。

(対象となる森林病虫害等)

第3条 この要項において補助対象とする森林病虫害等は、次に掲げるものとする。

- (1) カシノナガキクイムシ
- (2) ツヤハダゴマダラカミキリ
- (3) その他市長が必要と認める森林病虫害等  
(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、所有者等であって、当該森林について次条に規定する防除対策を実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としてしない。

- (1) 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (2) 市税を滞納している者
- (3) 偽りその他不正の行為により過去に本市の補助金の返還命令等を受け、なお必要な措置が講じられていない者
- (4) 法令違反その他の事由により、補助事業の適正な実施が見込めないと市長が認める者

(補助対象事業)

第5条 補助対象事業は、次に掲げる防除対策とする。

(1) 予防対策

ア 健全木に対する殺菌剤の樹幹注入

イ 健全木又は被害木に対する粘着シート被覆、ビニール被覆その他穿入又は脱出を防止するための措置

(2) 駆除対策

ア 被害木の伐倒及び薬剤によるくん蒸

イ 被害木の伐倒及び焼却

ウ 被害木の伐倒及び破砕又はチップ化

エ 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める駆除措置

2 前項の対策は、対象となる森林病虫害等の生態並びに国又は県が示す防除方法に適合する方法により実施しなければならない。

3 農薬その他の薬剤を使用する場合は、農薬取締法その他関係法令に基づく登録内容及び使用基準を遵守しなければならない。

4 駆除対策のうち、伐倒、くん蒸、焼却、破砕又はチップ化を伴うものは、原則として事業者へ委託して実施するものとする。ただし、市長が安全上支障がないと認める場合は、この限りでない。

5 補助金の交付は、森林法、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律その他関係法令に基づく許可、届出、報告その他必要な手続を免除するものではない。

(防除対策の実施時期)

第6条 第5条に規定する防除対策は、対象となる森林病虫害等の生態及び国又は県が示す防除方法を踏まえ、次の各号に定める期間に実施するものとする。

(1) カシノナガキクイムシに係る第5条第1号の予防対策は、原則として秋季から春季までの間に実施するものとする。

(2) カシノナガキクイムシに係る第5条第2号の駆除対策は、被害木内の成虫が羽化脱出する前に完了するものとし、原則として秋季から春季までの間に実施するものとする。

(3) ツヤハダゴマダラカミキリに係る第5条第2号の駆除対策は、成虫が羽化脱出する前の4月中に完了するものとする。

(4) ツヤハダゴマダラカミキリに係る伐倒駆除により伐採した木は、チップ化、焼却その他成虫の羽化脱出を防止できる方法により適切に処理するものとする。

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が被害の発生状況、気象条件その他の事情を勘案し、防除上必要があると認めるときは、実施時期又は方法を別に定めることができる。

(補助対象経費及び補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、1申請者につき1会計年度当たり200,000円を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 同一年度内における補助金の交付申請は、1申請者につき1回限りとする。

4 同一実施箇所については、同一年度内に重複して補助金の交付を受けることができない。ただし、市長が防除上特に必要と認める場合は、この限りでない。

5 予防対策と駆除対策は、前2項の範囲内で同時に申請することができる。

6 次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

(1) 交付決定前に着手した防除対策に係る経費

(2) 他の補助制度による財政支援の対象となっている経費

(3) 土地の取得、造成、恒久的施設整備その他防除対策に直接必要と認められない経費

(4) 申請者本人又はその親族等の人件費その他これに類する経費

(5) 飲食費、慶弔費、振込手数料その他補助対象事業との関連が直接認められない経費

(6) 消費税及び地方消費税相当額のうち、仕入税額控除の対象となる額

(7) 伐採木、破砕物、チップその他の処分に伴い収入が生じる場合における当該収入相当額

(8) その他市長が適当でないとする経費

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、防除対策に着手する前に、令和8年度つくば市森林病虫害等防除対策事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 防除対策の内容及び経費が確認できる書類

ア 事業者へ委託して実施する場合は、作業内容及び経費内訳が記載された見積書

イ 申請者が直接実施する場合は、購入予定の薬剤、資材等の製品名、数量及び単価が分かる資料

(2) 実施箇所を示した位置図

(3) 健全木又は被害木の状況が分かる写真

(4) 所有者等が管理者である場合又は補助対象地が共有である場合は、土地所有者その他権利者の同意書

(5) 申請者が所有者等であること及び伐採、処分その他防除対策を実施する権原を確認できる書類

(6) 伐採及び伐採後の造林の届出その他関係法令上必要な手続を要する場合は、その手続の状況が確認できる書類

(7) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助対象事業の着手予定日及び完了予定日を明らかにしなければならない。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、書類の審査及び必要に応じた現地調査により、その内容が適正であり、かつ、防除効果が見込まれると認めるときは、補助金の交付を決定し、令和8年度つくば市森林病虫害等防除対策事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、必要な条件を付して交付決定をすることができる。

3 不交付を決定したときは、令和8年度つくば市森林病虫害等防除対策事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 申請者は、前条第1項の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の日から14日以内に申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定は、なかったものとみなす。

(事業内容の変更等)

第 11 条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ令和 8 年度つくば市森林病虫害等防除対策事業費補助金変更・中止・廃止承認申請書（様式第 4 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助目的の達成に影響を及ぼさない軽微な変更として市長が別に定めるものについては、この限りでない。

3 市長は、第 1 項の申請があったときは、その内容を審査し、承認又は不承認を決定し、令和 8 年度つくば市森林病虫害等防除対策事業費補助金変更・中止・廃止承認（不承認）通知書（様式第 5 号）により通知するものとする。

4 交付決定者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないおそれがあるとき、又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

5 前各項の規定にかかわらず、伐倒その他の駆除対策の実施に当たり、見積時には予見することができなかった事情の発生により交付決定を受けた内容に係る経費を超える支出を要した場合であって、当該変更が補助事業の目的の達成に必要なかつやむを得ないものであり、当該補助事業がその完了後において補助金の交付の目的に従って適切に履行されたことを領収書、写真、作業記録その他の書類により確認することができ、かつ、当該事情の判明後速やかに変更申請がされたときは、市長は、予算の範囲内において必要と認める額に限り、交付決定額の変更を承認することができる。

6 前項の規定は、見積誤り、単価確認不足、申請手続の失念その他交付決定者の責めに帰すべき事由による変更については、適用しない。

(指示及び検査)

第 12 条 市長は、補助金の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、必要な指示をし、又は書類その他物件を検査し、若しくは現地調査を行うことができる。

(実績報告)

第 13 条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、完了した日から起算して 20 日以内又は令和 9 年 2 月末日のいずれか早い日までに、令和 8 年度つくば市森林病害虫等防除対策事業費補助金実績報告書（様式第 6 号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 契約書、請書、納品書、明細書その他実施内容が確認できる書類
- (2) 領収書その他支払を証する書類
- (3) 防除対策の実施前及び実施後の写真並びに撮影箇所を示した位置図
- (4) 伐倒木を焼却、破砕又はチップ化した場合は、その処理方法が確認できる書類又は写真
- (5) 森林法その他関係法令に基づく届出、報告等を要する場合は、その手続を行ったことが確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 申請者が直接実施した場合であっても、資材購入費その他支出を証する書類を提出しなければならない。

3 規則第 13 条第 2 項に該当する場合は、同項の定めるところによる。

(補助金の額の確定)

第 14 条市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、令和 8 年度つくば市森林病害虫等防除対策事業費補助金交付額確定通知書（様式第 7 号）により交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、報告に係る内容が交付決定の内容等に適合しないと認めるときは、必要な是正を命ずることができる。

(補助金の請求)

第 15 条 前条の通知を受けた交付決定者は、令和 8 年度つくば市森林病虫害等防除対策事業費補助金交付請求書（様式第 8 号）により、市長に補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 16 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要項、規則又は交付決定の内容若しくは条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (4) 市長の指示又は検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (5) 関係法令に違反して補助対象事業を実施したとき。
- (6) その他市長が交付決定を取り消すことが適当と認めるとき。

(補助金の返還)

第 17 条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う返還)

第 18 条 交付決定者は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合において、既に当該仕入控除税額に相当する補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(書類の整備及び保管)

第 19 条 交付決定者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を整備し、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(委任)

第 20 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。